

第1回狛江市新図書館整備基本構想検討委員会 議事録

日 時：令和3年7月16日（金曜日）午後6時から午後7時45分まで

場 所：狛江市役所防災センター4階会議室

出席委員：鎌田委員長、田揚副委員長、中川委員、川崎委員、河野委員、
大仁田委員、厚東委員、北澤委員、山本委員、黒木委員、上田委員

欠席委員：秋元委員

事務局：細川図書館長、山村副主幹兼図書サービス係長、葛西主任、富岡主任

事業者：株式会社図書館総合研究所 三ツ橋、市村、鐘ヶ江
株式会社岡田新一設計事務所 小林

傍聴者：2名

配布資料

資料 1：狛江市新図書館整備基本構想検討委員会の設置及び運営に関する規則

資料 2：狛江市新図書館整備基本構想検討委員会委員名簿

資料 3：新図書館整備基本構想検討委員会に対する諮問について

資料 4：これまでの経緯と狛江市新図書館整備基本構想策定の趣旨

資料 5：狛江市民センター改修等基本方針

資料 6：狛江市新図書館整備基本構想の策定スケジュール

資料 7：第1回狛江市の新図書館を考える市民ワークショップ配布資料

資料 8：狛江市立図書館の現状

資料 9：敷地図及び断面図

追加資料：市民センター増改築に関する提案書ダイジェスト版
：広報こまえ 1305号（令和2年11月1日号）抜粋

議事概要：

1 教育長挨拶

－教育長による挨拶－

2 委嘱状交付

－各委員に委嘱状の交付－

3 委員長選出

－委員長に鎌田委員、副委員長に田揚委員を選出－

4 諮問

－教育長より委員長に「狛江市新図書館整備基本構想の素案に関すること及びその他新図書館の設置に関して必要なこと」について諮問－

5 委員紹介

6 議題

(1) これまでの経緯と新図書館整備基本構想策定の趣旨

委員 長： それでは次第に沿って議事を進行する。議題（1）これまでの経緯と新図書館整備基本構想策定の趣旨について、事務局より説明をお願いする。

事 務 局： 配布した資料に沿って説明する。資料4 これまでの経緯と狛江市新図書館整備基本構想策定の趣旨を参照いただきたい。

図書館と公民館が入っている市民センターは、昭和52年開館の施設であり、老朽化や新しいサービス需要に対応できていないことが長年の課題となっている。このため狛江市では、平成24年度に狛江市公共施設整備計画を策定し、耐震診断を行ったうえで耐震改修を行うこととした。そして図書館及び公民館の機能並びにサービス提供のあり方を検証したうえで、限られたスペースの中で部屋の配置等を検討するとして、平成27年度に改修工事を行うこととした。

同年11月に教育委員会において「市民センター改修検討委員会」が設置された。これは耐震改修工事と同時に老朽化している設備等の更新と限られたスペースの中で部屋の配置等の検討を行い、できる限りサービスの向上を図ることを目的に設置された。

市民センター改修検討委員会での考え方について、平成26年2月に説明会を実施し、3月に検討委員会から最終報告を受けたが、留意点を付した上で教育委員会に報告された。これは平成26年度に行う実施設計において最終報告の留意点を可能な限り反映するという考え方を示したものであった。しかし同年5月に、実施設計の一時中止と増築の検討を求める陳情が市議会に提出され、耐震補強を除く改修の実施設計は見送ることとなった。

その後市民の方々との話し合いを進めていく中で、市民センターを考える市民の会が立ち上がり、平成27年2月に市と協定を締結した。そして市民の会で検討を重ね、平成28年4月に狛江市民センター（中央公民館・中央図書館）増改築に関する市民提案書が提出された。

この提案書は3部から構成されており、市民センターの現状と増改築のコンセプト、新市民センターの具体的提案、狛江の市民力・市民協働の未来を見ずえて成っている。この中でコミュニティ・スペースの新設や人がつながる公民館などの具体的な提案とともに、必要となる施設の規模などが提案された。提案内容を実現するために必要な面積として、約6,400㎡が必要であり、現在の約3,700㎡からおよそ2,700㎡の増床が必要とされている。

その後、市民の会からの提案をもとに市で調査を行い、改築や増築等の複数の改修案及びそれぞれの整備等に必要となる費用や工期、また面積規模など各案の特徴を比較整理した市民センター増改築等調査委託報告書が平成29年5月末に委託事業者から市へ提出された。

そして、今後は施設の利用者に限らず、より広範な市民の意見を聞くための市民アンケートの実施に向けて協議を進めていくこととなった。

そして、令和2年2月に市民アンケートを実施し、5月に報告書として取りまとめ、令和2年8月に狛江市民センター改修等基本方針が策定された。以上がここまでの経緯となる。

続いて、狛江市民センター改修等基本方針の説明に移る。資料5 狛江市民センター改修等基本方針の2頁からこれまでの経過についてまとめている。5頁では、市民センター改修にあたっての基本的な考え方について示しているが、大きく4つの部分から構成されている。

財政負担の抑制では、高齢化の進展や保育園の待機児対策などにより社会保障費が年々増加していることや、2025年問題や2040年問題について触れている。2025年問題とは、団塊の世代が後期高齢者になり、介護や医療などの社会保障費の急増が懸念される問題であり、2040年問題とは、現役世代1.5人で1人の高齢者を支える時代になることである。こうした問題により、今後も高齢化が進展し、社会保障費が更に増加していくことが懸念されている。財政負担が増える一方で、人口減少による生産年齢人口が減ることによる財源確保が厳しくなる見通しであり、狛江市としては先を見据えた財政運営を行っていく必要があると考えている。

公民館機能及び図書館機能の充実では、市民の会の提案ではスペースの拡充の他、機能面などの拡充が提案されている。また市民アンケートでは、利用頻度が高くない傾向が見られたが、その一方で充実を求める意見もあり、特に図書館については自由意見でも多くの充実を求める意見が寄せられている。しかし、市の財政状況を考えると、多額の整備費用を投入しスペースを大きく拡充することは難しいが、市としても出来るだけ要望に答えるために、本委員会にて必要な機能を検討し、限られたスペースの中で利用しやすい施設にしたいと考えている。

6頁の人生100年時代に向けた生涯学習と市民活動の連携では、人生100年時代に向けてライフステージに応じて生涯学習や地域コミュニティ活動などに積極的に関わるのが個人の人生を豊かにするものであり、様々な団体活動の場や市民と団体の交流の場づくり、団体間の連携や支援などを通じて、市民の自主的な活動を支援することにより生涯学習と市民活動の充実を図ることとしている。そのため市民センターに、現在の公民館機能に加えて市民活動支援センターの機能を持たせ、同一施設内で運営することにより、生涯学習や市民活動の拠点となる施設を目指すこととする。公民館と市民活動支援センターの運営はそれぞれ別となるが、同一施設内で運営することにより、相互連携、相乗効果を図ることを期待している。

7頁の将来に向けてでは、市民センターは改修工事を行うことにより改修後20年は使用することが可能となるので、将来的には同じ敷地内にある市役所と市民センターを一体的に建替えることも検討可能となる。将来的には

人口が減少し、人口の構成も変化する。また、社会状況も変化していると思われるが、将来世代において、その時代に合った市役所との複合機能を有した施設として整備することも可能としている。

続いて、基本方針の具体的な内容について説明する。8頁の図に記載されているとおり、現市民センター内には図書館と公民館があるが、図書館機能の一部を市民センターに残し、新しい図書館は現在の商工会と駄倉地区センターの敷地で現在の施設を解体し整備することとしている。

また、小田急線高架下にある市民活動支援センターを市民センター内に移転し、市民センターについては老朽化対応工事とともに公民館スペースを中心に施設内のリノベーションを行うこととしている。

商工会は、現在の高架下施設の市民活動支援センターの場所に移転、駄倉地区センターと駄倉小学生クラブは閉所する予定となっている。

新図書館については、延べ床面積が1,100㎡程度であり、各市の中央図書館の規模と比較しても小さい施設であるが、現状の市民センターの設備の老朽化に早急に対応しなければならない状況、そして財政状況などを踏まえると市民センターの建替えや増改築が難しい状況の中で、少しでも公民館及び図書館の機能の充実を図るために、小さいが比較的近い距離に新図書館として整備することとしている。

続いて今後のスケジュールについて説明する。9頁の表の新図書館とある部分をご覧いただきたい。今年度から令和4年度当初にかけて図書館整備基本構想を策定する。その後令和4年度に工事基本設計、5年度に工事实施設設計を行い、6年度から工事を実施し令和7年度中に新図書館開館の予定となっている。併せて市民センターの改修工事をするに伴い、令和5年度から中央図書館は休館となる。以上が狛江市民センター改修等基本方針の説明となる。

最後に新図書館整備基本構想策定の趣旨であるが、様々な制約があるなか、市全体の資源を活用した図書サービスのあり方を整理した上で、ハード面だけでなく、ソフト面も含めて必要な機能を検討し、限られたスペースの中で機能的で利用しやすい図書館になるよう整備しなければならないと考える。更に利用者にとって充実が図られることは勿論だが、これまで図書館を利用してこなかった方々にも利用される図書館を目指す必要があると考える。加えて将来の社会状況の変化などへの対応も踏まえて新図書館を整備していくこととなる。

本委員会には様々な立場の方にご参加いただいている。皆様のご協力をいただきながら、これからの狛江市にふさわしい新図書館を考えていきたいと考えている。説明は以上となる。

委員長： 事務局からの説明は以上だが、これについて何か意見等はあるか。

委員： 図書館によっては学習スペースが機能として備わっている場合もあるが、新図書館に学習スペースは組み込む予定なのか。

事務局： 新図書館整備基本構想を検討する中で考えていただきたい。以前広報に掲載したものがイメージし易いと考えるのでお配りする。また、追加資料として狛江市民センター増改築に関する市民提案書のダイジェスト版もお配りするので参考にさせていただきたい。資料5の狛江市民センター改修等基本方針はこちらを参考にしたものとなっている。

委員： 市の予算だけでなく、機能によっては、例えばデジタル系の補助金等を活用することは可能なのか。

事務局： 現時点では、国や都の補助金が活用できるかは未定であるが、該当するものがあれば活用について検討したいと考える。

(2) 策定スケジュール

委員長： 議題(2)策定スケジュールについて。事務局より説明をお願いします。

事務局： 策定スケジュールについて説明する。資料6の狛江市新図書館整備基本構想の策定スケジュールをご覧いただきたい。こちらは今年度から基本構想の策定を予定している来年度5月までのスケジュールとなっている。本委員会については、本日の第1回から来年3月までに5回の実施を予定している。

また本委員会での検討にあたり、様々な方法で市民・関係団体から意見を伺う。webアンケート、関係団体等ヒアリングの実施に加え、並行して新図書館ワークショップを実施する。こちらで把握した意見等については、逐次本委員会へ報告する。

資料7は7月11日に実施した第1回ワークショップで配布をした資料となる。当日は25人の参加があり、市立図書館の良いところ・改善したいところというテーマでグループワークを実施した。活発な議論から様々な意見が寄せられ、次回の委員会で報告する予定である。説明は以上となる。

委員長： 事務局からの説明は以上だが、これについて何か意見等はあるか。

副委員長： 資料6に関係団体等ヒアリングに中学高校生徒等とあるが、どのような形で行うのか。

事務局： 詳細は公民館及びワークショップ運営事業者と調整の上決めていく。

副委員長： 中高生は中央図書館利用者層の中では少ないと考える。この層の意見や要望を把握し、構想に反映できれば良いと考える。

委員長： 今後利用者を拡大していくためには有力な層になると考える。一般的に言われるのは、学校が終了した時点では図書館が閉館しており利用できないという、開館時間の問題ではないかと考える。

委員： 狛江の小学校では、本のワークショップを実施するなど、活発な活動を行っている所もあると聞く。そこで、中高生が中央図書館のような公共図書館を利用する場合、また学校の図書室を利用する場合、利用率のバランスはどのようになっているのか。大胆に言うと、公共図書館の利用率は高くないが、学校図書室の利用率は高い、ということもあるかもしれない。

委員長： 中高生にヒアリングを行う際に項目として検討いただければと考える。

狛江市は多摩地域の中では学校図書室の運営に力を入れている自治体の一つであると認識している。新図書館は大きな面積が確保できないことが分かっているので、学校図書室と連携することで市民サービスも変わってくる可能性もあると考える。

委員： 中学生だけでなく、未来に向けた施策を考える上では、小学生にもヒアリングをしていただきたいと考える。

事務局： 小学生に対しても、何らかの形で意見を聞きたいと考えている。

委員： 資料6に前提条件の整理と課題の抽出の項目に職員ヒアリングとあるが、学校図書館職員や会計年度任用職員にもヒアリングを行い、その意見を委員会に反映していただきたい。

委員長： 学校司書の中には意欲があり自身で専門性を高めている方も大勢いるので、その意見も聞き届けていただけると良いと考える。

委員： かつて居住していた自治体では、こども図書館が独立した建物としてあり、かなりの広さであった。例えば子どもに関することは一つに機能を集中して、図書室として一つ設置する等、機能を分けるといったことを、現在の図書室も含めた全体の構想として考えることは可能か。

事務局： 市全体の図書サービスのあり方は第2回の委員会で検討することになっている。その中で、市民センターに残す機能や、新図書館に備える機能を検討することになる。

委員： webアンケートは、特定の者やそのサイトの存在を知った者のみが回答することになり、偏った意見になってしまう懸念がある。もっと広く意見を募る方法を検討すべきと考える。

事務局： 広報誌やホームページ等で周知を図るが、具体的には検討中である。

委員： 能動的に意見を集めるには、例えばイベントを開催する等が考えられるが、委員会で検討することは可能か。

事務局： 感染対策等の工夫は必要であるが、イベント等の開催によりその場で広く意見を集めることも可能であると考ええる。

委員長： webアンケートは回答層が限られてくるので、必ずしも市民全般の意見が反映されるとは限らない。対面での調査やイベントの際に聴取するといった方法を組み合わせることでより広く意見を吸い上げることが可能であると考ええる。ただwebアンケートは費用面で非常に廉価であり、集計も簡単というメリットがある。

副委員長： 昨年、市民アンケートを実施していると思うが、様々な意見があり、結果をまとめたものを他の委員にも参考にお配り願いたい。またアンケート実施の周知方法もwebや広報誌だけでなく、公民館や図書館窓口に置く等、工夫していただきたい。

事務局： 資料は後日送付する。webアンケートはなるべく多くの方に意見を伺えるよう検討する。

委員： 新型コロナウイルスのワクチン接種の予約も同じことが言えるが、高齢

者に関してはインターネット環境に課題があると感じている。例えば町会、老人会又はPTA等と連携してヒアリングを実施することで、webアンケートでカバーできない隙間を埋めることができるのではないかと考える。

委員長： スケジュールを見てもアンケートを実施するには残り数か月しかなく、時間的に限られているが、大規模な調査を一度実施しているので、それと対面でのアンケートを組み合わせることでもう少し具体的な姿が見えてくるのではないかと考える。

委員： 新図書館の建設に関しては、そのことを知らない人や建設反対の人など様々な意見がある中で、何十年に一度あるかないかの重要な事であると考ええる。その図書館全体のPRを時間がある限り、市民に対するプロモーション、参画意識が持てるようなきっかけが作れると良いと考える。

事務局： 自由な意見を出し合っていくワークショップがそのような位置付けで行われているが、それに加えて何か実施するということか。

委員： もっと市民に広く、図書館が新しくなることを浸透させていくことが大事ではないかと考える。

委員長： 新型コロナウイルス禍の中、できることは限られている。特定の年代層に偏ってしまうが、デジタルツールを使えば多くの市民に参加してもらえるのではないか。例えばワークショップを中継する等の方法が考えられる。

事務局： ワークショップについては、YouTubeに開催の様子を掲載して広く周知することを考えている。

(3) 狛江市立図書館の現状

委員長： 議題(3) 狛江市立図書館の現状について。事務局より説明をお願いします。

事務局： 狛江市立図書館の現状について説明する。資料8の狛江市立図書館の現状をご覧ください。施設の概要だが、市民センター内中央図書館の他、西河原公民館図書室や4つの地域センター図書室があり、それらを通じて市内の全域へサービスが展開されている。立地場所は1頁の図1のとおりとなる。各施設の面積は、中央図書館が約1,300㎡で、公民館図書室は約170㎡、地域センター図書室がそれぞれおよそ100㎡前後となっている。昭和52年に開館した中央図書館は老朽化及び狭隘化が進んでおり、資料の閲覧や保存のためのスペースも不足していることから、一部資料は市役所の書庫にも保存している。

2頁だが、中央の図は市民センター1階の館内図となる。図右側の貸出室は資料を閲覧したり借りたりするための部屋で、ホールを挟んで左側にある読書調査室は、辞書・事典など図書館資料を使った調べものをするための部屋となっている。その他に書庫や事務室などがある。

2頁下の図は貸出室の案内図となる。室内は左から6列までが児童開架スペース、それ以外の図書カウンター前から右が一般開架スペースとなってい

る。

写真のように入口付近には新着図書や特集展示などを行っている他、児童開架の奥には中高生世代を対象としたYAコーナーがあり、手前にはおはなしの部屋が配置されている。開架スペースは高めの書架が並び、あまりゆとりのある状況ではない。

3頁には所蔵資料の傾向をまとめている。狛江市全体では約30万冊の蔵書を持っており、そのうち約17万冊が中央図書館、それ以外が各図書室にある。また蔵書のうち開架、すなわち利用者の方の目に触れる場所に配置してある資料は約19万冊、それ以外の約11万冊は書庫に配置され、利用者の方からの請求に基づき出納している。全体の構成は一般書が約66%、児童書が約34%だが、各図書室においては児童書の割合が約40%と高くなっている。

続いてサービスの概要について説明する。4頁をご覧ください。

資料の貸出は、ひとつの場所では1人10点まで、市内全館・室合わせて1人20点まで、借りた本は市内の図書館・図書室であればどこでも返却が可能となっている。Wi-Fiやタブレット、電子書籍の提供など、デジタル化に対応したサービスも展開されている。また、表に示す基本的なサービス以外にも、子ども向けのおはなし会の開催や、障がいのある方への各種資料の提供など、利用対象に応じたサービスも展開している。

5頁は、直近5年間の利用状況の推移を示している。令和2年度はコロナ禍の影響により休館等があったことから各数値が落ちているが、平成31年度までは利用者数や貸出冊数はほぼ横ばいとなっている。また、予約冊数は増加傾向にある。表4には記載がないが、年度中に一度でも図書館を利用した人数は、平成31年度は約1万4千人となっている。

7頁は、各施設の運営状況について一覧にしている。開館時間については、中央図書館のみ夜間も開館しており、地域センター図書室は午後のみ開館となっている。また中央図書館が休館の火曜日には、公民館図書室あるいは地域センター図書室のどちらかは開館としており、できる限り市内いずれかの図書館・図書室が開いているという状況を作るようにしている。

8頁には他自治体との比較をまとめている。表9は狛江市の図書館と他市の図書館の数値を比較した結果である。上の表では多摩地域の26市の平均値と、下の表では全国の人口同規模市70市の平均値と比較した。

表の上から狛江市の値、他市の平均、他市平均に対する狛江市の値の割合となっており、左から人口、市域面積、蔵書冊数、延床面積、貸出数、予約件数と、それらを人口1人あたりに換算した値を整理している。多摩地域を見ると、人口1人あたりの値はすべてで平均を下回っている。なお、統計データの構成上、延床面積のみ各図書室の値が除かれており、それらを含むと少し異なる結果になる可能性がある。人口同規模市で見ると、予約件数や人口1人あたりの貸出数では他市平均を上回り、特に人口1人あたりの予約件

数は約3倍弱と、全国的に見れば図書館利用は活発な方であると考えられる。

次の頁からは参考資料となる。文部科学省が定めた望ましい基準と、他自治体水準を踏まえる場合の蔵書規模について、図書館専有面積を踏まえる場合の蔵書規模について、同規模の事例についてまとめている。説明は以上となる。

- 委員長： 事務局からの説明は以上だが、これについて何か意見等はあるか。
- 委員： タブレット端末の貸出はすべての図書館・室で実施しているのか。
- 事務局： 令和3年2月にシステム更新とあわせて、各地域センター1台ずつ、中央図書館に5台用意し、Wi-Fi機能も整備した。Wi-Fi機能は誰でも利用可能だが、タブレット端末は貸出券を所持している方に対して貸出可能となっている。
- 委員： 中央図書館と各地域センター図書室の利用者構成は異なるのか。
- 委員長： 中央図書館と各地域センター図書室で利用の違いが分かる資料があると、市全体のサービスのあり方を考える上で参考になる。
- 事務局： 資料があるか確認する。
- 委員： 参考資料の9ページにある蔵書数の平成24年度の資料だが、本を電子化して読むことが浸透していない時代なので、このデータは参考にならないと考える。また、タブレット端末の貸出が5台程度では少ないと考えるが、限られた敷地面積に建設するという絶対条件がある中でデジタル化にシフトしていくのは非常に重要であると考えます。これからの図書館の利用のあり方、デジタル化がどこで実用化されているか分かる資料があれば提供いただきたい。
- 事務局： 図書館の設置運営上望ましい基準は文部科学省が定めているものであるが、毎年作成しているものではない。その中で人口一人当たりの冊数は何冊程度が望ましい基準なのかを国として示しているものである。デジタル化については、ここ数年新しく出てきた話であるが、文部科学省から公共図書館或いは学校図書館において、デジタル化又は電子書籍を使った、新しい視点でのサービスに関する資料が出されたところであるので、それを改めて提供する。
- 委員： 資料7のワークショップ配布資料に他自治体との比較がある。その中で蔵書数が多摩地域26市平均と比べて少ないが、その理由は何か。
- 事務局： 延床面積が少ないことが理由であると考えますが、人口同規模市での比較であれば、81.1%であり、そこまで低くはないと考える。
- 事業者： 表の右側には人口1人当たりの数値に換算したものを載せている。こちらは自治体の規模に関わらず比較できる数値になっている。
- 委員長： これを見ると、他市と比較して延床面積が少ないことが影響しているのが分かる。

(4) その他

- 委員長： 議題（４）その他について。事務局より説明をお願いします。
- 事務局： 追加資料として、市民センター増改築に関する提案書ダイジェスト版、及び資料９として敷地図及び断面図を配布している。資料９は新図書館の建築場所について、都市計画における建築制限の概要を示している。必ずこのようになるわけではないが、大体の規模をイメージしていただければ考える。
- 委員： ダイジェスト版だけでなく、提案書そのものも配布していただきたい。商工会及び駄倉地区センターの場所に新図書館を建設する計画案ができる前のものであるが、様々な利用者の意見がまとめられたものであるので、可能であれば配布願いたい。
- 委員： 資料９に関して。現時点で何階にどの機能を置く等の素案はあるのか。
- 事務局： 現時点で素案はない。ワークショップでの意見を踏まえ本委員会での議論を経て策定していきたいと考える。
- 委員： ワークショップでの意見や配布資料の市民提案書がベースになると思うが、そこに上がっていない項目について、委員会で提案できるのか。
- 事務局： 資料５の粕江市民センター改修等基本方針がベースとなる。ワークショップは参加者のアイデアを出し合うという位置付けであり、それを踏まえて検討委員会で議論していただく流れとなるが、委員から意見やアイデアを出していただくのは構わない。web アンケートも職員ヒアリング等もアイデア出しのチャンネルの一つと考えている。
- 委員： 市民提案書もチャンネルの一つと考えてよいか。
- 事務局： 市民提案書はあくまでもこれまでの検討結果であり、参考としていただければ考える。過去にこのような提案があったことを踏まえて検討するのは、各委員の判断になる。新図書館整備基本構想策定のベースになるのは、あくまで粕江市民センター改修等基本方針である。
- 委員長： 委員の意見は、例えばワークショップの場で委員からこういう事を参加者に聞いてもらいたい、検討してもらえないかといったことが可能なのか、ということである。
- 事務局： それは可能である。
- 委員長： ワークショップは事業者に委託されており、できることも限られていると考える。委員としてお願いばかりしてもどこまでできるかわからないので、可能な事は何なのかを率直に教えていただきたい。基本的に方針を決めるのはこの委員会で、様々な資料が提供されている。ただし資料については各委員で重み付けが違ふと考えるので、それは各委員で独自に考えていた上で、委員会で議論していただきたい。
- 副委員長： 委員がワークショップを見学することは可能か。
- 事務局： 可能である。第２回ワークショップは次回８月２９日の日曜日午後２時からとなる。
- 事務局： 第１回のワークショップをYouTubeに掲載するので、それを見るとイメ

ージが湧くと考える。

委員： ワークショップがYouTubeに掲載されることが広報される媒体は何か。市のホームページからでは探しにくいので、市民がアクセスし易い方法を検討していただきたい。

事務局： ワークショップの模様をかわら版として配布する予定である。こちらにQRコードを載せ、そこからアクセスできるようにしたいと考える。

委員長： 高齢者への周知は、町内会の回覧板に挟み込むのも有効と考える。

委員： かわら版を市内のカフェや駅のラック等に置くのはどうか。

委員： 市だけでなく最近では市議の中にフェイスブックやツイッターを利用している者もあり、その方面からの周知も検討すべきと考える。

委員： 駅の利用者は多いと考えるので、駅にある市の掲示板を活用してPRをするのは如何か。

副委員長： 市民センターの中に一部図書館の機能を残す、確保するという説明があったが、市民センター利用者の中で図書機能についての考えがあると思うが、その考えのすり合わせはどの段階で行われるのか。

事務局： 第3回のワークショップを公民館と合同で行う予定である。そこである程度の意見のすり合わせを行いたいと考える。その後、市で意見を吸い上げてどのような形にするかを決めていく。

副委員長： その場で話し合われること自体は良いと思うが、ワークショップに参加できる者は限られている。その場で話し合われたことを吸い上げるイメージなのか。

事務局： そこでの意見だけでなく、ヒアリングやwebアンケート等も含めて総合的に吸い上げて決めていくことになる。

副委員長： 市民センター改修ワークショップで出た意見も、この委員会で共有できればと考える。

委員長： 他に意見はないか。今回は第1回目であり、各委員で資料を読み込んで概要を把握し、次回踏み込んだ議論ができれば良いと考える。それでは事務局から何かあるか。

事務局： 次回は9月15日水曜日午後6時から、第一委員会室で行う。改めて通知を送付する。

委員長： それでは、これにて委員会を終了する。